

令和8年6月16日 総務・文教委員会付託

美唄市職員定数条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年6月26日

美唄市議会議長 谷村 知重

記

- 1 経 過 6月23日 委員会を招集して審査した。
- 2 結 果 原案可決

令和8年6月16日 総務・文教委員会付託

財産購入の件(消防救急デジタル無線設備)

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年6月26日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 6月23日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

議案第42号

令和8年6月16日 総務・文教委員会付託

契約締結の件(安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄旧体育館改修建築主体工事)

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年6月26日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 6月23日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和8年6月16日 産業・厚生委員会付託

美唄市税条例の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年6月26日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 6月23日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和8年6月16日 産業・厚生委員会付託

美唄市犯罪被害者等支援条例制定の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年6月26日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 6月23日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和8年6月16日 産業・厚生委員会付託

美唄市太陽光発電施設の設置等に関する条例制定の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和 8 年 6 月 26 日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

記

- 1 経 過 6 月 23 日 委員会を招集して審査した。
- 2 結 果 原案可決

令和8年6月16日 産業・厚生委員会付託

美唄市字の名称及び区域変更の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年6月26日

美唄市議会議長 谷村知重

記

- 1 経過 6月23日 委員会を招集して審査した。
- 2 結果 原案可決

令和8年度美唄市一般会計補正予算(第3号)

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年6月26日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

記

- 1 経 過 6 月 25 日 委員会を招集して審査した。
- 2 結 果 原案可決

令和8年度美唄市病院事業会計補正予算(第1号)

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年6月26日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

記

- 1 経 過 6 月 25 日 委員会を招集して審査した。
- 2 結 果 原案可決

令和8年度美唄市一般会計補正予算(第4号)

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年6月26日

美唄市議会議長 谷村 知重

記

- 1 経 過 6月25日 委員会を招集して審査した。
- 2 結 果 原案可決

令和8年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和8年6月26日

美唄市議会議長 谷 村 知 重

記

- 1 経 過 6 月 25 日 委員会を招集して審査した。
- 2 結 果 原案可決

議案第 49 号

美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件

美唄市固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

選任する固定資産評価審査委員会委員の住所及び氏名

美唄市東 5 条北 4 丁目 3 番 6 号

森 川 雅 夫

昭和 51 年 11 月 4 日生

議案第 50 号

美唄市農業委員会委員任命の件

美唄市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する農業委員会委員の住所及び氏名

美唄市字茶志内 118 番地

伊 藤 俊 英

昭和 48 年 11 月 2 日生

いとう としひで
伊藤 俊英

生年月日 昭和 48 年 11 月 2 日生(52 才)
現住所 美唄市字茶志内 118 番地
職業 農 業

(略 歴)

学 歴

平成6年3月 北海道立農業大学校 卒業

職 歴

平成6年4月 就農

現在に至る

公職歴・団体歴

平成15年1月～平成15年12月 JAびばい青年部部長

平成23年4月～平成24年3月 西美唄小学校PTA会長

令和7年4月～ 美唄市農地環境保全会沼幹第3支部支部長

議案第 51 号

美唄市農業委員会委員任命の件

美唄市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する農業委員会委員の住所及び氏名

美唄市字茶志内 5455 番地 1

太 田 真

昭和 46 年 4 月 26 日生

おおた まこと
太田 真

生年月日 昭和 46 年 4 月 26 日生(54 才)
現住所 美唄市字茶志内 5455 番地 1
職業 農 業

(略 歴)

学 歴

平成4年3月 専修大学北海道短期大学 卒業

職 歴

平成4年4月 美唄市中村農業協同組合就職
平成6年4月 美唄市農業協同組合（農協合併）
平成8年3月 美唄市農業協同組合退職
平成8年4月 就農

現在に至る

公職歴・団体歴

平成17年4月～平成19年3月	茶志内小学校PTA副会長
平成19年4月～平成21年3月	茶志内小学校PTA会長
令和2年4月～令和4年3月	美唄市消防分団中村分団副分団長
令和4年4月～令和5年3月	美唄市消防分団中村分団分団長
令和5年4月～令和7年3月	美唄市消防分団第四分団分団長
令和7年4月～	美唄市農地環境保全会専門委員会副委員長

議案第 52 号

美唄市農業委員会委員任命の件

美唄市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する農業委員会委員の住所及び氏名

美唄市字茶志内 265 番地 47

田 中 政 幸

昭和 40 年 2 月 4 日生

議案第 53 号

美唄市農業委員会委員任命の件

美唄市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する農業委員会委員の住所及び氏名

美唄市字カーウシュナイ 501 番地の 7

鈴木 孝 典

昭和 39 年 2 月 12 日生

議案第 54 号

美唄市農業委員会委員任命の件

美唄市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する農業委員会委員の住所及び氏名

美唄市西 2 条南 4 丁目 9 番 29 号

安 藤 直 樹

昭和 41 年 7 月 17 日生

議案第 55 号

美唄市農業委員会委員任命の件

美唄市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する農業委員会委員の住所及び氏名

美唄市字カーウシュナイ 648 番地 24

吉 田 彰

昭和 49 年 12 月 11 日生

議案第 56 号

美唄市農業委員会委員任命の件

美唄市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する農業委員会委員の住所及び氏名

美唄市字大富 5838 番地

白 木 義 一

昭和 51 年 2 月 13 日生

議案第 57 号

美唄市農業委員会委員任命の件

美唄市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する農業委員会委員の住所及び氏名

美唄市字美唄及茶志内 1769 番地の 3

鈴木 祥 高

昭和 56 年 2 月 13 日生

すずき よしたか
鈴木 祥高

生年月日 昭和 56 年 2 月 13 日生(45 才)
現住所 美唄市字美唄及茶志内 1769 番地の 3
職業 農 業

(略 歴)

学 歴

平成14年3月 道都大学社会福祉学部社会福祉学科 卒業

職 歴

平成14年4月 社会福祉法人厚生協会 屈足わかふじ園就職
平成26年12月 社会福祉法人厚生協会 屈足わかふじ園退職
平成27年1月 就農

現在に至る

公職歴・団体歴

なし

議案第 58 号

美唄市農業委員会委員任命の件

美唄市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する農業委員会委員の住所及び氏名

美唄市字チャシュナイ 685 番地 34 南

鈴木 英 昭

昭和 49 年 12 月 9 日生

議案第 59 号

美唄市農業委員会委員任命の件

美唄市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する農業委員会委員の住所及び氏名

美唄市字上美唄原野 3607 番地 7

五十嵐 勝

昭和 33 年 4 月 12 日生

議案第 60 号

美唄市農業委員会委員任命の件

美唄市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する農業委員会委員の住所及び氏名

美唄市字美唄 1350 番地 16

伊 藤 貢 三

昭和 54 年 9 月 15 日生

議案第 61 号

美唄市農業委員会委員任命の件

美唄市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する農業委員会委員の住所及び氏名

美唄市字上美唄 7418 番地

沼 田 昌 樹

昭和 55 年 1 月 10 日生

ぬまた まさき
沼田 昌樹

生年月日 昭和 55 年 1 月 10 日生(46 才)
現住所 美唄市字上美唄 7418 番地
職業 農 業

(略 歴)

学 歴

平成12年3月 北海道自動車短期大学自動車工学科 卒業

職 歴

平成12年4月 札幌トヨタ自動車株式会社就職
平成17年5月 札幌トヨタ自動車株式会社退職
平成22年4月 就農

現在に至る

公職歴・団体歴

令和2年2月～ 北海道農業士

議案第 62 号

美唄市農業委員会委員任命の件

美唄市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する農業委員会委員の住所及び氏名

美唄市西 4 条北 7 丁目 5 番 20 号

澁 谷 誠

昭和 53 年 10 月 20 日生

しぶや まこと
澁谷 誠

生年月日 昭和 53 年 10 月 20 日生(47 才)
現住所 美唄市西 4 条北 7 丁目 5 番 20 号
職業 農 業

(略 歴)

学 歴

平成9年3月 美唄工業高等学校電気科 卒業

職 歴

平成9年4月 北海鋼機株式会社就職
平成22年10月 北海鋼機株式会社退職
平成23年6月 就農

現在に至る

公職歴・団体歴

なし

議案第 63 号

美唄市農業委員会委員任命の件

美唄市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する農業委員会委員の住所及び氏名

美唄市字美唄 1071 番地 4 進徳東団地 13-50

岩 間 秀 一

昭和 42 年 10 月 7 日生

議案第 64 号

美唄市農業委員会委員任命の件

美唄市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する農業委員会委員の住所及び氏名

美唄市東 6 条南 3 丁目 3 番 43 号

土 屋 典 昭

昭和 54 年 7 月 9 日生

議案第 65 号

美唄市農業委員会委員任命の件

美唄市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する農業委員会委員の住所及び氏名

美唄市字上美唄原野 2451 番地 1

中 澤 裕 幸

昭和 43 年 1 月 24 日生

議案第 66 号

美唄市農業委員会委員任命の件

美唄市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する農業委員会委員の住所及び氏名

美唄市字美唄 255 番地

山 田 和 正

昭和 45 年 12 月 5 日生

議案第 67 号

美唄市農業委員会委員任命の件

美唄市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する農業委員会委員の住所及び氏名

美唄市字美唄 1414 番地の 1

貞 廣 樹 良

昭和 46 年 12 月 9 日生

議案第 68 号

美唄市農業委員会委員任命の件

美唄市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する農業委員会委員の住所及び氏名

美唄市東 5 条北 4 丁目 1 番 36 号

千 葉 芳 枝

昭和 31 年 4 月 6 日生

意見書案第 2 号

令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

上記意見書案を別紙のとおり美唄市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 26 日

提出者

美唄市議会議員	古	賀	崇	之
---------	---	---	---	---

賛成者

美唄市議会議員	齋	藤	久美夫
同	川	上	美 樹
同	松	山	教 宗

令和 8 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは、近年の賃上げをもってしても実質賃金がマイナスとなっている現状では、物価上昇の影響により生活向上が改善したと感じる人は少数であると考えられます。また、2025 年 10 月に引き上げた 65 円で、道内の全労働者 216.5 万人の内、57 万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、自身の労働条件決定にほとんど関与することができません。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動および北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和 8 年度の北海道最低賃金の改正にあたって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(いずれも令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)で示されている、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」に基づいた審議を行い、地域間格差についても是正を図ること。
- 2 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金の引き上げ審議を行うこと。
- 3 設定する最低賃金は、2 で参考とした指標の時間額と同等水準とすること。
- 4 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 8 年 6 月 26 日

北海道美唄市議会

提出先 北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会議長

意見書案第 3 号

すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり美唄市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 26 日

提出者

美唄市議会議員	古	賀	崇	之
---------	---	---	---	---

賛成者

美唄市議会議員	齋	藤	久美夫
同	川	上	美 樹
同	松	山	教 宗

すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」に基づき、毎年度、中卒者数減などを理由に、高等学校の募集停止や再編・統合を行う「公立高等学校配置計画」を進めてきました。これにより道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が増加しています。

地元で高校がなくなった子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、地域経済や文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかであります。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態の確立や学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させた新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要であることから、以下の項目について、強く要望いたします。

記

- 1 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
- 2 すべての道内公立高校の学級定員を 30 人以下に引き下げること。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の 5 年間の年限を撤廃すること。
- 4 障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 8 年 6 月 26 日

北海道美唄市議会

提出先 北海道知事、北海道教育委員会教育長

意見書案第 4 号

高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり美唄市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 26 日

提出者

美唄市議会議員	古	賀	崇	之
---------	---	---	---	---

賛成者

美唄市議会議員	齋	藤	久美夫
同	川	上	美 樹
同	松	山	教 宗

高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書

わが国の社会保障制度において、高額療養費制度は、重篤な疾患や長期療養を余儀なくされる患者が、家計を破綻させることなく安心して医療を受けられるための「命綱」であり、セーフティネットの根幹を成すものです。

しかしながら、政府は2026年予算において今年8月からの自己負担限度額の引き上げを決めました。政府は「保険料負担の軽減」を見直しの理由としてあげていますが、限度額の引き上げによる保険料の軽減効果は「加入者一人当たり年約1400円」とごくわずかです。

一方で、月額上限が段階的に引き上げられると、年収約650万～770万円の所得区分では、現行の約8万円から2027年8月には約11万円へと、約3万円（38%）も引き上げられるなど、すべての所得区分で大幅な負担増となります。

上限額の引き上げは約660万人にも影響が及びますが、物価高騰が国民生活を直撃し、実質賃金が低迷する中、病気による休業や所得減少に苦しむ患者にさらなる負担を課すことは、治療断念や受診抑制を招くことが強く懸念されます。患者団体からも国会審議のなかで、引き上げへの不同意の意思が示されています。

よって、国においては、誰もが必要な時に安心して医療を受けられる社会を維持するため、高額療養費の負担上限額引き上げを中止することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和8年6月26日

北海道美唄市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

意見書案第 5 号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の
充実・強化を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり美唄市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 26 日

提出者

美唄市議会議員 松 山 教 宗

賛成者

美唄市議会議員 齋 藤 久美夫
同 川 上 美 樹

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の
充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っています。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、AI技術やICT等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和8年6月26日

北海道美唄市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、
復興大臣